

<意見書 1 >

子ども・子育て支援新制度・基本指針等への意見

保育園を考える親の会

代表 普光院 亜紀

子ども・子育て支援新制度の基本指針等につき、保護者の立場から意見を申し上げます。施策の策定に反映をお願いいたします。資料番号は第3回会議資料に基づきます。

資料1-2 基本指針の主な記載事項（「子ども・子育て支援の意義」関係）

【3歳児神話とならない配慮を】「○子どもの育ちに関する理念」の3点目「乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者）との愛着形成により」とありますが、括弧内は（実親のほか、**保育士**、里親等の実親以外の養育者）と修正し、乳児を保育所に預けて働く親への批判にならないように配慮してください。

資料1-3 基本指針の主な記載事項（計画作成指針関係）

【公有地を提供する国・都道府県の役割】第二―一の点線囲みの中、都道府県と国の役割として、事業の整備に必要な**公有地の提供（貸与）等により、市町村の整備を支援すべきこと**を明記してください。

【事業計画の基礎となる法律】第三―一 「○すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。」には、市町村の保育の実施義務を定めた「**児童福祉法**」も加えてください。

【需給調整における教育・児童福祉機能の保持について】「論点 需給調整をどう取り扱うか」
「第四 子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項」に関連することですが、施設の減少局面で需給調整が必要になる場合には、**地域に公益性の高い教育・児童福祉機能が保持されることが必要**です。すなわち、市町村には、次のような機能を地域に残すべきことを示していただきたいと思います。

- ・ 3歳以上児に園庭を提供できるなど、心身の健やかな発達を保障できる施設
- ・ 障害児や発達障害児の保育が適切に行える力量と施設環境を有する施設
- ・ 地域と連携して地域の子育て支援を行える力量と施設環境を有する施設
- ・ 上乗せ徴収などがなく、すべての家庭を受容する児童福祉機能が高い施設

【二一歳の減少を質の向上につなげてください】現在、待機児童がある地域の保育施設は、

面積基準ギリギリまで子どもを詰め込み、保育の質が低下しています。子どもの健やかな発達を保障するためには、ニーズの減少にそって適切に定員を切り下げ<①ゆとりをもった保育室面積の確保→②やがては面積基準の切り上げも視野に>、施設の小規模化を図り、保育の質の向上を図ってください。この点も、ガイドラインとして市町村に呈示してください。

資料1-4 「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について

【待機児童数の把握】調査票は子ども・子育て支援法に基づくニーズの把握を目的としていますが、これとは別に、児童福祉法24条が定める市町村の保育の実施義務にそって、従来の「待機児童数」も把握してください。その場合、子ども・子育て支援法によるニーズ調査とは差別化し、待機児童数は、認可保育所に入園を申請し不承諾となった児童で待機申請をしている児童をすべて算入するように、改めて市町村に定義を通知してください。

なお、「調査票のイメージ」への要望は、細目にわたるため、別紙「意見書2 ニーズ調査の『調査票のイメージ』について」にまとめました。

資料2 保育の必要性の認定について

【認定は幅広く】「2. 保育の必要性の認定に係る論点について」の「1 事由について」の検討事項は、**現行制度の運用の実情よりも狭くならないことが必要**です。就労のためだけでなく、さまざまな家庭の状況を配慮し、かつ、子どもが集団の中で育つ必要性にも目配りして認定してほしいと思います。祖父母同居の場合、保護者が求職中・通学中、要支援家庭などの場合も正式に必要性を認定すべきです。

ただし、待機児童の多い地域の入園選考においては、現行のような子どもの必要性（保護者の勤務時間等）に着眼した基準で選考されることはやむなしと考えます。

【育児休業中のきょうだいの在園】育児休業中の上の子どもについては現在、待機児童がある自治体でも、継続しての在園を認めている実情があります。子どもの保育の継続性を配慮し、年齢にかかわらず、育児休業該当児童が1歳に達した年度末まで、**上の子を短時間区分で認定**してください。（「100都市保育力充実度チェック」参照）

【長時間区分は就労の現実に配慮を】 同「2「区分」、「保育必要量」について」当会の保護者の平均保育時間は約10時間でした。**長時間区分は現行の標準開所時間である11時間を基本**に考えてください。

【短時間区分は子どもの生活も考慮して】 同上の項目について。保育所では1日を通して、子どもが安定した生活をできるように配慮し、デイリープログラムが組まれています。短時

間区分の設定では、子どもたちが一定のリズムのもとで集団生活を送ることが保障されるように設定してください。

【家庭の希望を尊重し、選択に資する情報開示を】「3. 利用調整にかかる論点について」
「○ 保育所と保育所以外の認定こども園、小規模保育とでは、事業の位置付け・契約形態が異なることから、施設間の振り分けについて客観性、透明性の確保が必要。※その前提として、各施設・事業の情報が統一的に公表されていることが必要。」という方針に賛成します。なお、「施設間の振り分け」という言葉が気になります。保護者の希望に添った利用調整を原則とするよう記述してください。また、保護者の選択に資する情報開示を、次のような区別に基づき施設に義務づけてください。

<保護者に開示すべき情報> *①～③は、市町村が利用支援の一環として情報を収集し開示する。

①制度情報

認可保育所、認定こども園（各型別）、幼稚園、家庭的保育（保育ママ）、認証保育所などの自治体独自施策、その他の認可外について、基準や対象その他の制度情報。（なお、認可保育所は、保育所保育指針に基づき養護と教育を提供する施設であることを明記し、幼稚園にのみ教育の用語を用いないこと）

②各施設・サービスの基本情報（定型的に提供すべき情報）

所在、年齢別定員・在籍児童数、受入月齢・年齢、開所時間（通常・延長）、利用手続、保育料、上乗せ徴収の有無（上乗せ徴収の内容と理由）、給食の提供（昼食・補食・夕食、料金）、アレルギー対応の有無、障害児等への対応、運営主体

③各施設・サービスの「質」にかかわる情報（定型的に提供すべき情報）

子どもの人数に対する保育者の配置数（クラス別に）

職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数・勤続年数

過去3年間の退職職員数

調理室の有無

園庭の有無（園庭以外の屋外スペースの有無）、無い場合の代替公園名

児童一人当たりの保育室面積（実際に保育に使用できる面積、クラス別に）

ホール・ランチルーム等がある場合の面積

指導監査その他の行政指導における指摘事項

市区町村に報告された事故の記録

前年度の施設会計

第三者評価結果

④各施設・サービスが発信する保育方針等（非定型情報）

各施設・サービスが自由に発信する教育・保育理念・運営方針・内容や特徴など

資料3 確認制度について

【利用者への情報開示を徹底してください】「1. 確認制度について」の「2. 検討が必要についての整理」の中の「③業務管理体制・情報公表に関するルール」の情報公開については、前項の＜保護者に開示すべき情報＞の内容を要望します。

【短時間区分における給付費の減少が心配です】「2. 利用定員について」の（論点1－3）長時間・短時間区分との関係については、より柔軟な対応が期待できる「例3：長時間・短時間の区分をしないで利用定員を設定する。」がよいと思います。なお、短時間区分の子どもへの給付費が現行の保育所の運営費単価を下回るようなことがあると、保育の質の低下につながるのではないかと心配しています。

＜事前審査と事後チェック＞

【子どもの利益に反する事業の排除あるいは指導】近年、保育事業の急激な増加、多様化により、次のような問題も発生しています。

×経営陣に保育の専門性がない者がいる。保育所保育指針を理解していない、保健面の通知など保育の重要情報を知らない、施設の設計面において子どもの発達や生活の質が配慮されていない、などの経営者は、保育の質が向上せず、現場との軋轢等のために職員が大量退職するケースも見られる。

×事業が急拡大しているため、職員の入れ替わりが激しい（新卒採用が多く、少し経験を積むとすぐに新設施設に異動させられてしまう）、保育士としての違和感や物理的な勤務のきつさから退職につながる例も少なくない。

×事業が急拡大しているため、施設長に適した人材を配置できない。保育士としての経験が浅くリーダーシップももてない人材が登用されている。

×子どもの処遇にお金をかけず余剰金を出そうとする、運営費の中から本部に「指導料」のような名目でお金を上げる、職員を関連会社や親会社の派遣にしてマージンを得るなど、子どもの処遇改善のために投入されたお金が目的どおりに使われていない。

質の低い保育事業のもとでは、親や子どもは不安や不満をいടിながら生活しています。また、せつかくの税金が子どものために使われないような事態は不適切と考えます。

このような理由から、事業の認可・確認においては、事業者の適格性について市町村が基

本的な事項に限定して公正客観的な審査をすることも認められるべきです。開設後においては、株主配当の制限、他事業への流用の制限も含め、運営内容・施設会計等についての行政による監査・指導・苦情の調査と利用者への情報開示により**施設の質をコントロールできる手段を、自治体や保護者に付与すべき**と考えます。

なお、現行の国モデルの**第三者評価は抽象的で現場の保育の質を評価するものとはなっていない**ので、もっと具体的・実効性のある内容に改善するべきです。

利用支援について

【利用支援における市町村の役割】 コンシェルジュ等が利用支援を行うためには、まずその基礎となる情報を市区町村等が収集し(本意見書に示した**＜保護者に開示すべき情報＞**)、広く市民に開示した上で、コンシェルジュ等がその情報を利用して相談・助言を行う体制をつくる必要があります。

保護者としては各施設・サービスの「質」に関する情報も求めています。それがコンシェルジュ等の主観に基づくことの是非、行政等が提供する情報の限界を考えると、まず定型的な事実情報の提供が妥当と考えられます。

市区町村から土台となる情報が開示されれば、行政のコンシェルジュ等のみならず、「保育園を考える親の会」のような民間の支援機関も相談支援を行いやすくなると考えられます。

【コンシェルジュを「水際作戦」にしないために】 保護者の間では、利用支援による「水際作戦」を心配する声もあります。次のような留意事項を市町村に示してください。

- ① 認可保育所を希望したが入園できなかった児童にその他の事業を案内することは必要であるが、その際、**認可保育所への申請（待機）を取り下げ**るように勧めることはしてはならない。
- ② 行政が把握している**問題のある施設・サービスの情報**は、できるだけ保護者に提供してほしいが、行政の立場として限界がある場合には、事故情報・監査等の指摘事項・苦情情報などの客観的事実を蓄積し、情報提供するようにしてもらいたい。
- ③ 現在、市区町村の窓口の係員にも資質の差があるという苦情がある。利用支援では、十分な情報や知識をもち、保護者や子どもの立場から親身に相談に応じられる資質を備える人物、つまり保護者の生活状況を理解するとともに、子どもの最善の利益を考慮することができる人物が配置されることが必要である。

以上